

1 一般的契約

第〇条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第〇条 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金として金〇〇円を支払う。

別紙

確 約 書

私は、次の の各号のいずれかに該当し、若しくは の各号のいずれかに該当する行為をし、又は に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この契約が解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

本件取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来に渡っても該当しないことを確約します。

- ア 暴力団
- イ 暴力団員
- ウ 暴力団関係企業
- エ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- オ その他前各号に準ずる者

自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為

平成 年 月 日
氏名 印

北海道暴力団の排除の推進に関する条例では、暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者を排除対象としておりますが、本モデル様式では、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）」に基づき、広く反社会的勢力を排除対象として作成しています。